

札幌市保健所広域食品監視センター作業環境測定業務仕様書

1 目的

本業務は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、札幌市保健所広域食品監視センター（以下「委託者」という。）の作業環境の安全性を確認することを目的とする。

2 業務実施場所（作業環境測定を行う施設）

札幌市保健所広域食品監視センター

札幌市中央区北12条西20丁目2-2札幌市中央卸売市場青果棟3階

- (1) 理化学検査室
- (2) ドラフト室
- (3) 機器室

3 業務履行予定時期

8月頃及び2月頃。ただし、測定施設の状況等によって、変更する可能性がある。また、作業時間は原則として職員の執務時間内（8時45分～17時15分）とする。

4 業務内容

受託者は、上記業務実施場所において、「労働安全衛生法」第2条第4号により定義された作業環境測定（デザイン、サンプリング、分析、結果報告及びこれらに付随する業務）を行う。なお、作業環境測定は、「労働安全衛生法」第65条及び同法第65条の2の規定に基づき定められた方法（作業環境測定基準及び作業環境評価基準）で行い、「作業環境測定法施行規則」（昭和50年労働省令第20号）第61条に基づき、作業環境測定士が実施すること。

(1) 打ち合わせ、デザイン

業務着手後、測定を実施する施設について、サンプリングの実施日時、サンプリング箇所等に関する打ち合わせを行い、測定計画を策定する。

(2) サンプリング、分析

測定点数及び測定項目は表1のとおりとする。可能な限り複数項目の同時採取・測定を行うこと。また、サンプリングは1日のうちに行い、第一種作業環境測定士の資格を有するものを1名以上従事させること。なお、※の項目については検知管方式による測定は行わないこと。

表 1

測定地点	測定点数	測定項目
理化学検査室	A 測定 5 点 B 測定 1 点 計 6 点	有機溶剤… 5 項目 酢酸エチル、アセトン、メタノール [*] 、 ノルマルヘキサン、1-ブタノール [*] 、 特定化学物質… 1 項目 ホルムアルデヒド
ドラフト室	A 測定 5 点 B 測定 1 点 計 6 点	有機溶剤… 6 項目 酢酸エチル、アセトン、メタノール [*] 、 ノルマルヘキサン、1-ブタノール [*] 、 トルエン
機器室	A 測定 5 点 B 測定 1 点 計 6 点	有機溶剤… 2 項目 1-ブタノール [*] 、メタノール [*]

(3) 測定回数

概ね 6 ヶ月毎に 1 回、夏期（8 月頃）及び冬期（2 月頃）に実施する。

なお、検査室の稼働状況等により計画を変更する際は、測定時期等について別途協議するものとする。

5 提出書類

受託者が委託者へ提出する書類は以下のとおりとする。

(1) 業務履行前までに

- ア 業務責任者指定通知書 1部
- イ 業務責任者の経歴書 1部
- ウ 作業環境測定士の資格を有することが証明できるものの写し 1部

(2) 結果判明時

速報値報告書等

ただし、測定結果が各有機溶媒の管理濃度未満であり、第一管理区分と判定される場合は速報による結果報告を求めない。

(3) 個別業務完了時

- ア 作業環境測定結果報告書（チャート等の分析データを含む。）
- イ 業務写真（主にサンプリング作業状況）

(4) 全業務完了時

- ア 完了届

(5) 随時

- ア その他 業務担当者の指示により提出する。

6 契約金額の支払いは、次のとおりとする。

総価契約の一括払いとし、業務完了検査の合格後に全額請求することができる。

7 業務従事者等の配置及び職務

受託者は、「作業環境測定法」（昭和50年法律第28号）に規定する第一種作業環境測定士の資格を有するものから業務代理人を選任し、その経歴を添えて書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法を明らかにしておかなければならない。

8 作業の安全管理

本業務の作業にあたって受託者は、労働安全衛生法その他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生の防止に努めなければならない。

9 疑義に対する協議

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、業務担当者受託者との協議により業務施行協議簿を作成するものとする。

10 環境への配慮

受託者は、本市の環境マネジメントシステムに準じ、以下のような環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施等環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。
- (7) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていなければならない。

11 その他

- (1) この業務において知り得た情報は、一切他に漏らさないこと。
- (2) 報告書等については、作成後すみやかに提出すること。
- (3) 作業環境測定業務の報告書の記載内容及び様式は、「作業環境測定の記録のモデル様式の改正について（基発第 0229002 号平成 20 年 2 月 29 日付け厚生労働省通知）」別添に準じたものとし、各工程の写真を添付すること。
- (4) 報告書には、A4 版裏表各 1 ページ程度の要旨を添付すること。
- (5) 業務概要の測定結果には、「作業場所」「測定項目」「管理区分」「管理濃度」「A 測定・B 測定結果」を併記すること。
- (6) 業務に必要な用具、消耗品等は受託者の負担とする。

12 業務担当者

札幌市保健福祉局保健所食の安全推進課市場検査係 藤田 真伍
〒060-0012 札幌市中央区北 12 条西 20 丁目 2-2 札幌中央卸売市場青果棟 3 階
広域食品監視センター